

魚津市開発広場設置基準

(別紙14 魚津市開発広場設置基準)

魚津市都市計画課 H28.11

○公園の設置基準(令第25条第6号、7号、規則第21条)

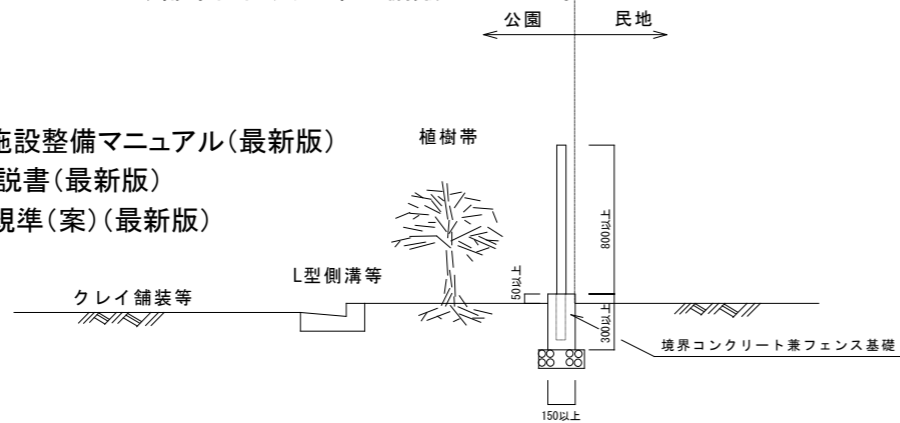
開発面積	公園面積
0.3ha以上 5ha未満	開発面積の3%以上で1箇所とする
5ha以上 20ha未満	開発面積の3%以上かつ1箇所300㎡以上 (うち、1,000㎡以上のものが1箇所以上)
20ha以上	開発面積の3%以上かつ1箇所300㎡以上 (うち、1,000㎡以上のものが2箇所以上)

○公園施設の設置基準

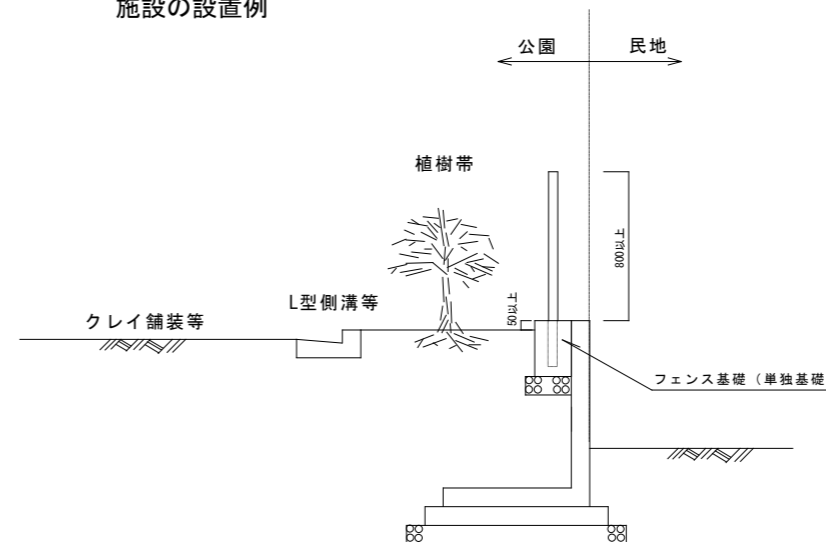
公園施設	公園面積					摘 要
	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上	
形状	○					形状は、四角形またはこれに近い形での配置を原則とする。
外柵	○					耐雪型とする。(格子、網目どちらでも可)
出入口	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上	2箇所以上	2箇所以上	管理用車両が進入可能な幅3.0m以上とする。 段差を設けない。 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。(例 インターロッキングブロック等)
車止め	○					取外しが可能で、設置間隔は有効幅で120~140cm以内(車いすが通れ、軽自動車を通れない幅)とする。
園名板	○					出入口付近の外柵等に取付ける。大きさは15cm*50cm程度とし、材質はアルミ複合版または、同等品以上とする。
広場	○					クレイ舗装等とし、表面土砂が流出しないようにL型側溝等を設置するなど排水には十分配慮する。
ベンチ	3基以上	4基以上	5基以上	6基以上	8基以上	ベンチは耐候性があるものとする。また洪水調整池内には設置しない。
遊具	(2点)	(2点)	2点以上	3点以上	4点以上	申請者が設置しようとする遊具の内容及び規模により、左記の数値に限定せず※弾力的に運用するものとする。 ※弾力的 例:基準では2点以上に該当するが、大型の複合遊具を設置するためこの遊具1点の設置で基準を満たすこととするなど。 ()は、2点の小型遊具を設置しても良いが、広場の利用スペースの確保のため、設置しないことも可とする。 砂場を遊具の1点とすることもできる。 維持修繕が容易で、かつ安全基準(「遊具の安全に関する規準(案)」の最新版による)を満たした製品とする。
照明灯			△	△	○	△は、周辺的环境状況(公園と隣接する水田及び民家への影響等)及び防犯面等に考慮し、協議したうえで設置を検討。
植栽	緑被率 20%以上	緑被率 20%以上	緑被率 30%以上	緑被率 30%以上	緑被率 30%以上	公園面積に対し、左記の率を植栽面積とする。 公園面積500㎡未満は低木のみとし、500㎡以上は中高木も植栽するものとする。 民有地と隣接する箇所では、高木は植栽しない。中低木についても、はみ出し枝等が無いように植栽する。 ※緑被率・・・樹木、草花、芝等により緑化された土地の面積の敷地に対する割合をいう。
水飲み			△	△	○	△は、砂場利用後の手洗いのため等の公園の利用形態を考慮し、協議したうえで設置を検討。
洪水調整池						公園敷地の1/2以上は冠水しない面積を確保する。 アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装とする。また、給水栓を取りつけ冠水後の清掃など維持管理が容易にできる構造とする。
その他	○					公園内に、公園施設以外の施設を設置しない。(ゴミ置場、消雪施設等) 電柱等については、原則設置しない。 公園敷地を明示するため境界線を設置する。 柵蓋及び溝蓋のグレーチングは細目とする。

上記以外については、市長の指示による外、都市計画法32条の協議によること。

※参考文献 富山県民福祉条例 施設整備マニュアル(最新版)
都市公園技術標準解説書(最新版)
遊具の安全に関する規準(案)(最新版)



施設の設置例



令和2年度	
名称	吉島市営住宅跡地売払いに係る条件付き一般競争入札実施要項
施工位置	魚津市吉島地内
図種	別紙14 魚津市開発広場設置基準
図番	全14葉中14号 縮尺 図示
魚津市産業建設部都市計画課	